

## 第1条 目的

このガイドラインは、諏訪市駅前交流テラスすわっチャオのロゴ（以下「すわっチャオロゴ」という。）の使用に関する基本ルールを定めたものです。

このガイドラインを遵守する場合に限り、すわっチャオロゴを無償で使用することができます。

## 第2条 権利帰属

すわっチャオロゴに関する一切の権利（著作権、商標権等含む）は、全て諏訪市に帰属します。

## 第3条 使用目的

使用者は、次の場合に限り、すわっチャオロゴを使用することができます。

- (1) 当施設内容の紹介を目的として使用する場合
- (2) 当施設の使用許可を得た者が、これに関連する催物の案内等において、使用する場合
- (3) その他公共性が高く特別な事情が認められる場合

## 第4条 同意

使用者は、すわっチャオロゴの使用にあたり、ロゴ使用ガイドラインに同意したのみなします。

## 第5条 不正使用（禁止行為）

使用者は、すわっチャオロゴの使用にあたり、次の行為が禁止されます。

- (1) 許諾を得ることなくロゴを使用すること
- (2) すわっチャオロゴの変形、加工、改変をすること
- (3) すわっチャオロゴを他の商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として使用すること
- (4) 当施設の許諾を得ることなく、当施設と何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があること、又は当施設による承認・後援・推奨等を示唆するような方法ですわっチャオロゴを使用すること
- (5) 当施設を誹謗中傷するような方法ですわっチャオロゴを使用すること
- (6) 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等ですわっチャオロゴを使用すること
- (7) その他、当施設が不適切と判断する方法ですわっチャオロゴを使用すること

## 第6条 使用の申請

すわっチャオロゴを使用しようとする者は、すわっチャオロゴ使用申請書（様式第1号）により、原則として使用を開始する日前30日までに、市長に申請しなければならない。

## 第7条 使用の承認

市長は、前条の規定による申請があったときは、使用の目的、内容等を審査し、すわっチャオロゴの使用を承認することの可否を決定し、すわっチャオロゴ使用承認通知書（様式第2号）又はすわっチャオロゴ使用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請のあった日から15日以内に申請者にその旨を通知するものとする。

## 第8条 承認事項の変更

前条の規定により使用の承認を得た者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項等を変更しようとするときは、すわっチャオロゴ使用承認事項等変更届出書（様式第4号）に変更しようとする事項等を記載し、速やかに市長に届け出なければならない。

## 第9条 使用者の責任

- (1) 当施設は、使用者がロゴ使用ガイドラインに違反してすわっチャオロゴを使用していると認めた場合又は当施設の裁量で必要と判断した場合は、使用者に対して、すわっチャオロゴの使用の停止その他の措置を講じることができるものとします。
- (2) 使用者は、すわっチャオロゴを使用したことに起因して、当施設が直接的又は間接的に損害を被った場合、当施設の請求に従って直ちにこれを賠償しなければなりません。

## 第10条 免責

当施設は、すわっチャオロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

## 第11条 ガイドラインの変更

当施設が必要と判断する場合は、あらかじめ通知することなく、いつでも、すわっチャオロゴ使用ガイドラインを変更することができます。変更後のガイドラインは、当施設のホームページ、掲示板に掲載した時点からその効力を生じるものとし、使用者は、変更後もすわっチャオロゴを使用し続けることにより、変更後のガイドラインに同意したものとみなされます。

<参考：ロゴ表示色、最少使用サイズ、使用禁止例>

- ロゴ表示色  
別紙カラーガイドを参照
- 最少使用サイズ  
横幅 25mmまで
- ロゴ使用禁止例  
指定以外の色や形、文字サイズ、文字間スペースの変更不可、識別を損なう表示不可、回転不可、影や3D、グラデーション等の効果をつけてはならない、要素の一部が欠けた状態の表現は不可、ロゴタイプを他の書体で表現不可、グラデーション不可